



会社HPはこちらへ

<https://www.toyo-trailer.co.jp/>

The Toyo Trailer Times

～トヨタトレーラータイムズ～

お問い合わせフォーム



はこちら

<https://www.toyo-trailer.co.jp/inquiry/>

A HAPPY NEW YEAR

明けましておめでとうございます。旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年もご期待に応えるべく、より一層精励いたしますので、変わらぬご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

車両紹介



【2軸16輪ウォーキングビームステア】

全長：7,860mm 幅：2,990mm
荷台高：970mm 荷台長：3,420mm
最大積載量：35,500kg

最大の特徴は全長の短さです。荷台フラット面で4,000mmになります。通常このサイズ感ですと2軸8輪になりますが、本車両は16輪仕様となり高積載を実現しました。さらにラジコンステアリング機構を用いることで、非常に狭い現場や林道で大いに力を発揮します。



【2軸8輪リーフ連動ステア】

全長：11,145mm 幅：2,990mm
荷台高：600mm 荷台長：5,470mm
最大積載量：32,300kg

これまで流通が少なくトレーラに採用されることが少なかったロードインデックスに優れたタイヤを採用することにより、17.5インチタイヤの2軸8輪でありながら32t以上の積載量を誇ります。連動ステアリング機構も搭載しているので、通常時の走行も楽に行えます。



【6軸24輪フルエアサス連動ステア】

全長：12,640mm 幅：2,990mm
荷台高：835mm 荷台長：6,860mm
最大積載量：50,000kg

小型タイヤを採用することにより、段付形状でありながら荷台高が900mmを下回っています。サスペンションだけでなくネック部にもエアベローズを搭載しているので、衝撃吸収性能が高く輸送品質向上が期待出来ます。



【2軸16輪ウォーキングビームネックジャッキ伸縮連動ステア】

全長：縮時12,750mm 伸時14,750mm 幅：3,200mm
荷台高：550mm 荷台長：縮時8,460mm(伸時10,460mm)
最大積載量：49,000kg(縮時伸時共に)

ネックに油圧ジャッキを搭載しているので、踏切の通過に安心感があります。また高さのある荷物の場合にはジャッキを下げることで、歩道橋等の構造物をかかわせます。最大の特徴は中落ち部の掘り込みです。重ダンプ等のタイヤに合わせて位置を設定しているので、積載高さを抑えることが可能です。

車両紹介



【3軸12輪タンク台車】

全長：縮時17,020mm 伸時21,020mm 幅：2,990mm
 荷台高：530mm 荷台長：縮時13,130mm 伸時17,130mm
 最大積載量：34,000kg（伸時のみ積載、第5輪22t必要）

油圧サスペンション・連動ステアリング機構・荷台伸縮装置・ネックジャッキ機構等の特殊機能を装備しています。左右フレームの中央部が広く、そこに荷物を落とし込めるので、大型タンク等の積載高さのある荷物運搬に有効です。



【3軸12輪エアサステアリフトアクスル】

全長：12,100mm 幅：2,990mm
 荷台高：900mm 荷台長：8,050mm
 最大積載量：26,200kg

シングル引き（ワンデフ）の車両ながら26t以上の積載量を取得しています。1軸目と2軸目にリフトアクスル機能を持たせているので、空車時に高速道路を走行する際に料金区分が特大車ではなく大型車となり約4割高速料金を削減できます。

特車の規制緩和試行について

国土交通省
 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年3月29日
 道路局道路交通管理課

特殊車両通行制度における通行時間帯条件の緩和を試行します！
 ～関係業界における人手不足の解消や働き方改革の後押し～

特殊車両の通行許可等の際に付される「通行時間帯条件」について、道路構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと道路管理者が認めた道路を対象に、令和6年4月8日より通行可能な時間帯を前後1時間拡大するなどの緩和の試行運用を開始します。

背景

・特殊車両の通行条件は、道路と車両との関係において、道路構造の保全又は交通の危険防止に必要な範囲で道路管理者が付すものです。このうち通行時間帯条件は、通行する道路に対して特に重量や寸法が大きい車両を対象として午後9時から午前6時までとしていました。
 ・今般、安全の確保を前提としつつ、関係業界における人手不足の解消や働き方改革の後押しを図るため、通行時間帯条件の緩和を検討してきたところです。

試行する緩和の内容

・特殊車両通行許可等に当たって付す条件のうち、重量D条件及び寸法C条件（車両の幅が3メートルを超えるものに限る。）に付される通行時間帯条件について緩和の試行を行うこととします。
 ・重量D条件については、安全上支障がないと各道路管理者が認めた道路を対象として前後1時間拡大し、午後8時から午前7時までとします。
 ・寸法C条件については、申請車両が重量物運搬用セミトレーラ（申請軸種が他の軸種の車両を除く。）の場合であって、かつ、算定箇所の交差角が90度以内の交差点又は丁字路である場合に限り、算定要領に定める長さの算定分類を緩和することとします。これにより通行時間帯条件が付される交差点が減少します。
 ・試行の開始は、令和6年4月8日（月）9時とします。
 ・その他、詳細は以下 URL を参照ください。
https://www.tokuya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/202404_kaisei.pdf

【問い合わせ先】

国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室 高口、神谷（4月1日以降は山本）
 電話：03-5253-8111（内線 37425） 直通：03-5253-8483

国土交通省より、特殊車両の通行許可等の際に付される「通行時間帯条件」について、道路構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと道路管理者が認めた道路を対象に、令和6年4月8日より通行可能な時間帯を前後1時間拡大するなどの緩和の試行運用を開始することが発表されました。

現行の制度では、特殊車両が特定の条件下で橋梁や狭い交差点を通る場合、歩行者や他の車両との接触、渋滞発生といったリスクを回避するため、午後9時から午前6時の夜間に通行することを義務付けていましたが、安全の確保を前提としつつ、関係業界における人手不足の解消や働き方改革の後押しを図るため、通行時間帯条件の緩和が試行されています。

橋梁については、安全上支障がないと各道路管理者が認めた道路（交通量が少ない等）に、重量D条件の車両でも午後8時から午前7時にも走行できるよう規制を緩和しています。

交差点については、重量物運搬用セミトレーラ（申請軸種が他の軸種の車両を除く。）の場合であって、かつ、算定箇所の交差角が90度以内の交差点又は丁字路である場合に限り、算定要領に定める長さの算定分類を緩和することとしています。これにより寸法C条件の車両であっても夜間通行の義務対象になることが減少します。

試行前の通行許可に緩和を適用する際には、通行許可の更新申請が必要になります。橋梁は約4割、交差点は約2割が今回の規制緩和の試行対象になるそうです。詳しくは国土交通省のHPでご確認ください。

ブレーキ引きずりによる火災に注意

トレーラは、スプリング・ブレーキ・チャンバやリレー・エマージェンシ・バルブの不良等により、ブレーキの引きずりが発生し火災に至る場合があります。以下の点に注意し、火災を未然に防ぎましょう。

- 1, 日常点検を確実にすること。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良（エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングのサビや損傷）及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良（ゴミ等でバルブが詰まることによるピストンの固着）に注意すること。
- 2, 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実にすること。
- 3, 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。
 また、冬季は気温低下によりリレー・エマージェンシ・バルブ内の水分凍結によりピストンが固着し、ブレーキ引きずりが発生し火災に至るケースがあります。冬季は以下の点に特に気を付けてください。
 A, エアタンク内の水分有無の点検及び除去
 B, エアドライヤの点検整備
 C, リレー・エマージェンシ・バルブ内の水分有無の点検及び除去

詳しくは以下のURLより国土交通省の解説ページをご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html

編集後記

皆さま、明けましておめでとうございます。
 以前ご連絡させて頂いた通り、近年の社会情勢を考慮して、年賀状の送付を控えさせて頂きました。その代わりといっは何ですが、トヨタトレーラータイムズを新年一発目にお届けいたします。昨年は世界的にも激動の一年となりましたが、私は安定してラーメンばかり食べていました。今年も色々ありますが、不変のラーメン愛を貫くことをここに誓います。それでは、2025年も皆様に喜んで頂けるよう精一杯努めてまいります。本年もよろしくお願いたします。